

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 暫定手当に関する規則の全部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月十二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「職務の等級より上位の職務の等級」を「職務の等級(医療職給料表(二)の五等級及び医療職給料表(三)の四等級を除く。)より上位の職務の等級(医療職給料表(二)の四等級及び医療職給料表(三)の三等級を除く。)」に改める。

第三条第一項中「初任給基準表に定める額」の下に「(同表において別に定める額のある場合は、その額)」を加える。

第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項及び第二項中「初任給基準表の適用については、」の下に「同表において別に定めるもののほか、」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 前三条の規定を適用した場合に得られるそ

の者の号給が、職員給与に關する条例等の一部を改正する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十五号)附則別表第一から附則別表第五までの切替表に期間の定めがある旧号給以上の旧号給と号数を同じくする号給となる職員の号給については、当分の間、前三条(第五条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第七条各号列記以外の部分中「前三条」を「前四条」に改める。

第七条の二中「前四条」を「前五条」に改める。

第八条の二を次のように改める。

(昇格の資格基準及び時期)

第八条の二 職員のうち、次の各号に掲げる給料表の適用を受ける者で、当該給料表ごとに掲げる職にある者がその職に対応する号給以上の号給を受けるに至つた場合においては、その者の現に属する職務の等級より一等級上位の職務の等級に昇格させることができる。

一 行政職給料表の適用を受ける職員

- (1) 等級分類基準の規則第二条第一項第二号イに規定する職 十四号給
 - (2) 等級分類基準の規則第二条第一項第三号イに規定する職 九号給
 - (3) 等級分類基準の規則第二条第一項第四号イに規定する職 十号給
 - (4) 等級分類基準の規則第二条第一項第四号ロに規定する職 十二号給
 - (5) 等級分類基準の規則第二条第一項第五号イに規定する職 十号給
 - (6) 等級分類基準の規則第二条第一項第六号に規定する職 十二号給
- 二 公安職給料表の適用を受ける職員
- (1) 等級分類基準の規則第二条第二項第四号イに規定する職 十七号給
 - (2) 等級分類基準の規則第二条第二項第五号に規定する職 十七号給
- 三 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

(1) 等級分類基準の規則第二条第七項第三号に規定する職 十五号給

(2) 等級分類基準の規則第二条第七項第五号に規定する職 八号給

四 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

等級分類基準の規則第二条第八項第三号に規定する職 十三号給

2 前項の規定に基づく昇格は、等級別定数の範囲内において、かつ、現に属する職務の等級に一年以上在級している職員について第十九条第一項に定める時期(昇任に伴つて前項に規定する昇格が行われる場合は、昇任の日)に行なうものとする。

第八条の四第一項第二号から第五号までを次のように改める。

二 昇任又は昇格直前の給料月額が、昇任又は昇格直前の職務の等級の別表第十三に掲げる号給に達しない号給の額であるとき(前号に該当する場合を除く。)(は、当該給料月額と同じ額の号給(同じ額の

号給がないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給。以下本条において「対応号給」という。)

三 昇任又は昇格直前の給料月額が、昇任又は昇格直前の職務の等級の最高の号給以外の号給の額で、その職務の等級の別表第十三に掲げる号給以上の号給の額であるときは、対応号給の一号給上位の号給(第八条の二第一項第一号(4)、第二号又は第三号(1)若しくは第四号の規定の適用を受ける場合は、対応号給)

四 昇任又は昇格直前の給料月額が、昇任又は昇格直前の職務の等級の最高の号給の額又はこれをこえる給料月額で、昇任又は昇格した職務の等級における最高の号給の一号給下位の号給の額をこえないときは、対応号給の一号給上位の号給(第八条の二第一項第一号(4)、第二号又は第三号(1)若しくは第四号の規定の適用を受ける場合は、対応号給)

五 昇任又は昇格直前の給料月額が、昇任又は昇格した職務の等級における最高の号給の一号給下位の号

給の額をこえるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額

第八条の四に次の一項を加える。

3 昭和三十七年十月一日以降において降任した職員で、当該降任後の号給が別表第十三に掲げる号給以上の号給に決定されたものに対する当該降任後の最初の昇任又は昇格に係る第一項第三号又は第四号の規定の適用については、これらの規定中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。

第十条の二第二項第一号中「(第十七条第五項及び第六項、第十九条の二、第二十一条並びに第二十二条の規定により昇給期間を調整若しくは短縮される場合には、当該調整若しくは短縮によつて昇給することとなるときまでの間)」を「(第五条の二又は第十七条第五項及び第六項並びに第二十一条第一号、第二号、第三号、第八号及び第九号の規定により昇給期間を短縮される場合には、現に受けている給料月額を受けるに至つたときから短縮によつて昇給することとなるときまでの間、第十九

条の二又は第二十一条第四号、第五号、第六号及び第七号並びに第二十二条の規定により昇給期間を調整若しくは短縮される場合には、調整若しくは短縮によつて昇給することとなる時期から昇給期間に相当する期間をさかのぼつた時期までの間)」に改める。

第十条の二第二項中「(第十七条第五項及び第六項、第十九条の二、第二十一条並びに第二十二条の規定により昇給期間を調整若しくは短縮される場合には、現に受けている給料月額を受けたときから当該調整若しくは短縮によつて昇給することとなるときまでの期間)」を「(第五条の二又は第十七条第五項及び第六項並びに第二十一条第一号、第二号、第三号、第八号及び第九号の規定により昇給期間を短縮される場合には、現に受けている給料月額を受けるに至つたときから短縮によつて昇給することとなるときまでの間、第十九条の規定により昇給期間を調整若しくは短縮される場合には、調整若しくは短縮によつて昇給することとなる時

期から昇給期間に相当する期間をさかのぼつた時期までの間)」に改める。

第十四条第一項中「並びに鳥取県警察職員定数条例」

第十五条第三項中

給料表	等級	昇任後の等級	昇任前の等級
行政職給料表(適用職員)	五等級	五等級	六等級
教育職給料表(適用職員)	二等級	二等級	三等級
教育職給料表(適用職員)	二等級	二等級	三等級
医療職給料表(適用職員)	三等級	三等級	四等級
医療職給料表(適用職員)	二等級	二等級	三等級

給料表	等級	昇任後の等級	昇任前の等級
行政職給料表(適用職員)	五等級	五等級	六等級
教育職給料表(適用職員)	二等級	二等級	三等級
教育職給料表(適用職員)	二等級	二等級	三等級
医療職給料表(適用職員)	三等級	三等級	四等級

を「及び鳥取県警察職員定数条例」に、「定める定数」を「定める定数及び定員」に改める。

に改める。

第十六条の二第一号中「一号給以上上位の額」を「一
号給以上上位の号給の額」に改める。

第十七条第七項を削る。

第十九条の三第一項中「第一項第四号から第六号まで」
を「第四号から第六号まで」に改める。

第二十一条第一項第五号中「。但し、第六号(1)の規定
に該当するときは、当該規定の例による期間」を削り、
同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一
号を加える。

八 第一号、第二号、第三号又は第七号の規定により期
間を通算されることが出来る職員が、その予定の昇
給の時期以前に昇任し、昇格し、又は降任した場合
においては、第一号、第二号、第三号又は第七号の
規定により通算される期間(第七条の二の規定に該
当して初任給を決定された場合には、その初任給に
通算される期間)を当該昇任、昇格又は降任直前の
号給又は給料月額を受けていた期間に加えた期間を
当該昇任、昇格又は降任直前の号給又は給料月額を

受けていた期間とみなして第四号から第六号までの
規定を適用した場合に得られる期間

第二十一条第二項を削る。

第二十二條の次に次の三条を加える。

(暫定の給料月額を受ける職員等の昇任等)

第二十三条 職員の給与に関する条例等の一部を改正す
る条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十五号。
以下「改正条例」という。)附則第三項に規定する給
料月額を受ける職員のうち、同項の規定による切替日
とみなす日(以下この項及び次項において「切替日」と
みなす日」という。)に受ける号給をその者の現に受
ける号給又は昇任し、昇格し、若しくは降任した直前
に受けていた給料月額として給与条例第四条第七項又
は第八条の四若しくは第八条の五の規定を適用した場
合に、特別昇給又は昇任、昇格若しくは降任後の号給
(以下この項及び次項において「特別昇給等後の号給」
という。)が改正条例附則別表第一から附則別表第五
までの切替表(以下この項において「切替表」とい

う。)の暫定給料月額の欄に掲げられている額に対応
する号給となる職員の特別昇給又は昇任、昇格若しく
は降任の日から切替日とみなす日の前日までの間にお
ける給料月額は、特別昇給等後の号給に対応する切替
表の暫定給料月額の欄に掲げる額とし、当該給料月額
を受けることがなくなった日における号給は、特別昇
給等後の号給とする。

2 改正条例附則第三項に規定する給料月額を受ける職
員のうち、前項に規定する職員以外の職員の特別昇給
等後の号給は、切替日とみなす日に受ける号給をその
者の現に受ける号給又は昇任し、昇格し、若しくは降
任した直前に受けていた給料月額として給与条例第四
条第七項又は第八条の四若しくは第八条の五の規定を
適用した場合に受けることとなる号給とする。この場
合において、その者に対する最初の給与条例第四条第
六項若しくは第八項但し書の規定の適用については、
当該号給を受ける日から切替日とみなす日までの期間
は、当該号給を受ける期間に算入しない。

3 前二項に規定する職員のうち、第八条の四第一項第
一号に規定する昇任(第二十一条第四号に該当する場
合の昇任を除く。)をした職員については、前二項の
規定は適用しない。

第二十四条 前条の規定は、改正条例附則第八項及び附
則第九項並びに第三条、第四条、第五条、第六条、第
七条及び第九条の規定により改正条例附則第三項の規
定による給料月額に相当する給料月額を受ける職員の
特別昇給又は昇任、昇格若しくは降任について準用す
る。

第二十五条 前二条に該当する職員のもの後における特
別昇給又は昇任、昇格若しくは降任については、前二
条の例による。

別表第一の一の(一)の(8)の2の次に2として次のよ
うに加える。
2の2 学校教育法による大学の専攻科の卒業者
別表第一の一の(二)の(1)の1の次に1の2として次のよ
うに加える。

1の2 学校教育法による短期大学の専攻科の卒業者
別表第一の一の(二)の14を次のように改める。

14 気象大学校大学部(昭和三十七年三月三十一日以前の気象庁研修所高等部を含む。)の卒業者
別表第一の一の(1)の(2)の16の次に17として次のように加える。

17 歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は養成所(いずれも修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者

別表第一の一の(1)の(1)の2の次に3として次のように加える。

3 学校教育法による高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の専攻科の卒業者

別表第三注の六中「注一から五まで」を「注一から六

別表第四、一イ表中

初任給
一三、二〇〇円
一〇、七〇〇円
九、五〇〇円
九、一〇〇円

初任給
一四、六〇〇円
一二、一〇〇円
一〇、七〇〇円
一〇、三〇〇円

を

に改める。

まで」に改め、これを七とし、五の次に六として次のように加える。

六 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修学年数及び調整年数に一年を加えた年数をもつて本表の次に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

(一) 学校教育法による大学の二年制の専攻科の卒業者

(二) 学校教育法による三年制の短期大学(昼間課程二年制に相当する単位を三年間に取得する夜間課程を除く。)の専攻科の卒業者

別表第四、二ロ表中

初任給
一四、二〇〇円
一三、二〇〇円

を

初任給
一五、六〇〇円
一四、六〇〇円

に改める。

別表第五中

初任給
一五、二〇〇円
一二、二〇〇円
一〇、八〇〇円

を

初任給
一六、六〇〇円
一三、六〇〇円
一二、二〇〇円

に改める。

別表第六中

初任給	備考
二二、六〇〇円	講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母に採用された場合は一四、一〇〇円
一七、八〇〇円	
一四、七〇〇円	
九、四〇〇円	
九、九〇〇円	

を

初任給	備考
二六、一〇〇円	講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母に採用された場合は一五、五〇〇円
一九、四〇〇円	
一六、三〇〇円	
一二、八〇〇円	
一一、一〇〇円	

に改め、

同表に次の注を加える。

注 初任給欄中二六、一〇〇円とあるのは、昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二四、三〇〇円と読み替えるものとする。

別表第七中

初任給	備考
二二、九〇〇円	講師、助教論及び養護助教論に採用された場合は、一四、〇〇〇円
一七、五〇〇円	
一四、七〇〇円	
一、四〇〇円 九、九〇〇円	

を

初任給	備考
二五、四〇〇円	講師、助教論及び養護助教論に採用された場合は、一五、四〇〇円
一九、一〇〇円	
一六、三〇〇円	
一三、八〇〇円 一一、一〇〇円	

に改め、

同表に次の注を加える。

注 初任給欄中二五、四〇〇円とあるのは、昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二三、六〇〇円と読み替えるものとする。

別表第八 一イ表中

初任給
一三、五〇〇円
一〇、七〇〇円

を

初任給
一四、九〇〇円
一二、一〇〇円

に改める。

別表第八 二ロ表中

初任給
一四、六〇〇円
一三、五〇〇円

を

初任給
一六、〇〇〇円
一四、九〇〇円

に改める。

別表第八 三八表中

初任給
二四、八〇〇円
二三、二〇〇円
一七、〇〇〇円

を

初任給
二八、七〇〇円
二五、一〇〇円
一八、四〇〇円

に改め、

同表の注を次のように改める。

注 学歴免許欄に掲げる「大学院博士課程修了(医大卒後の課程に限る。)」及び「大学院博士課程修了」に対応する初任給欄に掲げる額については、次に定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

(一) 二八、七〇〇円とあるのは、昭和三十七年十月一日から昭和三十八年三月三十一日までの間にあつては、二五、

医療職給料表(口)初任給基準表

職	種	学歴免許		初任給
		大	短	
薬	剤師	大	卒	一四、六〇〇円
		短	卒	一二、一〇〇円
栄	養士	大	卒	一四、六〇〇円
		短	卒	一二、一〇〇円
歯	科衛生士	新	高四卒	一一、六〇〇円
		旧	中高五卒	一〇、七〇〇円
歯	科技工士	新	高六卒	一一、一〇〇円
		旧	中高五卒	一〇、七〇〇円
あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師	あんま師	新	高六卒	一一、一〇〇円
		短	大卒	一二、一〇〇円
その他	その他	大	学卒	一四、六〇〇円
		短	大卒	一二、一〇〇円
新	高卒		一〇、七〇〇円	

一〇〇円、昭和三十八年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間にあつては、二六、九〇〇円
 (二) 二五、一〇〇円とあるのは、昭和三十七年十月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二三、四〇〇円
 別表第九中

初任給	
三三、一〇〇円	三九、三〇〇円
二二、五〇〇円	二五、九〇〇円
一八、三〇〇円	二〇、一〇〇円
一七、一〇〇円	一八、七〇〇円

初任給	
三九、三〇〇円	二五、九〇〇円
二五、九〇〇円	二〇、一〇〇円
二〇、一〇〇円	一八、七〇〇円

に改め。

同表に次の注を加える。

注 学歴免許欄に掲げる「大学院博士課程修了」及び「医大卒」に対応する初任給欄に掲げる額については、次に定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

- (一) 三九、三〇〇円とあるのは、昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間にあつては、三四、九〇〇円、昭和三十九年十月一日から昭和四十一年九月三十日までの間にあつては、三七、一〇〇円
- (二) 二五、九〇〇円とあるのは、昭和三十七年十月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二三、五〇〇円

別表第十及び別表第十一を次のように改める。

別表第十

別表第十一

医療職給料表(三)初任給基準表

職	種	学歴免許	初任給
保健婦及び助産婦	保健婦学校又は保健婦養成所卒 助産婦学校又は助産婦養成所卒		一四、八〇〇円 一四、八〇〇円
看護婦	看護婦養成所卒		一三、九〇〇円
准看護婦	准看護婦養成所卒		一一、一〇〇円

注 学歴免許欄に掲げる「看護婦養成所卒」は、保健婦助産婦看護婦法第二十一条第一号から第三号までに該当する養成所の卒業を示す。但し、保健婦助産婦看護婦法第二十一条第三号に該当する職員で准看護婦の業務に従事した経歴が三年以上であるものについては、初任給欄に掲げる額を一四、八〇〇円とする。

別表第十三

職務の等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級
給料表					
行政職給料表	十一号給	十号給	十一号給	十二号給	十四号給
公安職給料表	十三号給	十二号給	十九号給	二十一号給	
教育職給料表(一)	二十一号給	十八号給			

教育職給料表(二)	二十三号給	十六号給	
研究職給料表	十三号給	十四号給	十七号給
医療職給料表(一)	十五号給	十一号給	十二号給
医療職給料表(二)	十二号給	十三号給	十五号給
医療職給料表(三)	十一号給	十一号給	十三号給

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、第十七条第七項の改正規定を除き、昭和三十七年十月一日から適用する。

2 昭和三十七年十月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第八条の第二第二項第一号から第三号までの規定に該当する職員(等級分類基準の規則別表第七の五等級欄に定める職にある者を除く。)が、改正前の規則第八条の四第一項第二号から第四号までの規定により昇格している場合

においては、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第八条の第二第一項の規定にかかわらず、改正後の規則第八条の四第一項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給(第八条の第二第一項第一号(4)、第二号又は第三号(1)若しくは第四号の規定の適用を受ける場合は、対応号給)」とあるのは「対応号給」と読み替えて同条同項第三号及び第四号の規定を適用して昇格させるものとする。

3 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十二号)は、廃止する。

職員^の給与^の支給^に関する規則^の一部^を改正^{する}規則^をここに公布^{する}。

昭和三十八年三月十二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第九号

職員^の給与^の支給^に関する規則^の一部^を改正^{する}規則

職員^の給与^の支給^に関する規則^(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部^を次のように改正^{する}。

第九条第二項第二号中「六万三千元」を「七万一千円」に、「五千二百円」を「五千九百元」に改める。

第二十二條の二第一項各号列記以外の部分中「引き続き」及び但書を削り、同項第三号を削る。

第二十二條の二第二項各号列記以外の部分中「十二月十五日」を「三月十五日」に改め、「引き続き」を削る。

第二十二條の二第二項第一号中「第六号」を「第五号」に改め、同項第三号中「勤務しなかつた期間(この期

間に含まれる休日を含む。)が通算して三十日をこえる場合の勤務しなかつた全期間」を「勤務しなかつた期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が通算して三十日をこえる場合には、その勤務しなかつた全期間」に改め、同項第六号を削る。

第二十二條の三各号列記以外の部分中「十二月十五日」を「三月十五日」に、「左の各号に定める期間のある者が」「第一号に定める期間のある者が給与条例の適用を受ける職員となつた場合並びに第二号に定める期間のある者が」に、「引き続き在職し」を「在職し」に改める。

第二十二條の三第一号中「(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号)」を「(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号。以下「企業職員給与条例」という。)」に、「(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)」を「(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号。以下「技能労務職員給与条例」という。)」に改め、「引き続き」を削る。

第二十七條の三第二号中「引き続き」を削り、「期間」の下に(退職手当の支給の対象となつた期間を除く。))を加える。

第二十二條の四各号列記以外の部分中「及び扶養手当の月額(以下「基準給料月額」及び「基準扶養手当額」という。))は、「を」(以下「基準給料月額」という。))及び扶養手当の月額は、「に」改める。

第二十二條の五第二項第一号中「六月十五日」を「三月十五日」に、「上欄」を「中欄」に改め、同項第二号中「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に改め、「と同表中欄に掲げる勤務期間に対応する同表下欄に定める割合との合計を二分して得られる割合」を削る。

第二十二條の五第三項各号を次のように改める。

一 三月十五日 百分の十五以上百分の三十以内

二 六月十五日及び十二月十五日 百分の二十五以上百分の四十以内

第二十二條の五の次に次の二條を加える。

(退職し、又は死亡した職員の期末手当)

第二十二條の六「給与条例第十六條の四第一項後段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。この場合において、在職期間及び通算期間については、第二十二條の二第一項の規定を準用する。

一 支給日前一月以内に退職した職員で、支給日に、給与条例、企業職員給与条例若しくは技能労務職員給与条例の適用を受ける職員又は常勤の特別職の職員として在職するもの

二 支給日前一月以内に退職した職員のうち、当該一月以内において、前号の職員として在職した期間がある職員で、支給日の直近の日における退職又は死亡の時に給与条例の適用を受ける職員以外の職員であつたもの

三 支給日前一月以内に退職した職員のうち、当該退職に引き続き固又は他の地方公共団体に勤務する職員となつたもの

四 支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で、その退職し、又は死亡した時が休職(給与条例第十二条の二第三号の規定による給与の支給を受けないこととなる休職に限る。)又は停職中であつたもの(退職し、又は死亡した職員の勤勉手当)

第二十二條の七 給与条例第十六條の五第一項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、前條の規定により期末手当の支給を受ける職員及び支給日前一月以内に退職した職員(前條第四号に掲げる職員を除く。)で支給日に勤勉手当に相当する手当が支給されない常勤の特別職の職員とする。この場合において、勤務期間及び通算期間については、第二十二條の二第二項の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。ただし、第九条の改正規定は、昭和三十八年一月一日から適用する。

2 昭和三十八年一月一日からこの規則施行の日の前

日までの間において、改正後の職員の給与の支給に關する規則第九條第二項第二号の規定の適用により新たに扶養手当の支給該当者となるものに対しては、届出がこの規則の施行の日から十五日を経過するまでになされた場合に限り、当該支給該当者となつた日を職員の給与に關する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第九條第二項本文の「事実が生じた日」とする。この場合において、給与条例第九條第二項ただし書の「これにかゝる事実の生じた日」とは、この規則施行の日をいうものとする。

3 職員の給与の支給に關する規則の一部を改正する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十二條の六第二項、第三項及び第四項中「職員の給料と扶養手当」とあるのは「職員の給料、扶養手当及び暫定手当」に、」を「第二十二條の四各号列記以外の部分中」に改める。

暫定手当に關する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月十二日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十号

暫定手当に關する規則

暫定手当に關する規則(昭和三十六年二月鳥取県人事委員会規則第三号)の全部を改正する。

(この規則の目的)

第一條 この規則は、職員の給与に關する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十六号。以下「改正条例」という。)附則第十五項、第十六項及び第十七項の規定に基づき、暫定手当に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(暫定手当の額)

第二條 改正条例附則第十七項の規定に基づく暫定手当の額は、次の各号に掲げる額に、職員の在勤する支給地域の区分が、四級地とされていた場合にあつては三、三級地とされていた場合にあつては二、二級地とされ

ていた場合にあつては一を乗じて得た額とする。

一 職員に適用される給料表の職務の等級の号給を受けている者にあつては、その号給に対応する別表第一に定める暫定手当定額表(以下本条及び次条において「定額表」という。)に掲げる額

二 職員に適用される給料表の職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けている者にあつては、その職務の等級の最高の号給に対応する定額表に掲げる額に、当該額と当該号給の直近下位の号給に対応する同表に掲げる額との差額に職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号。以下「規則」という。)

第十一條の規定により昇給したもつとして当該給料月額に達するまでに要する回数(規則第十二條及び第十五條の規定により昇給した者にあつては、規則第十一條の規定により昇給したもつとして当該給料月額に達するまでに要する回数)を乗じて得た額を加算した額

三 前二号に該当する職員以外の職員にあつては、その職務の等級において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十五号)附則別表第一から附則別表第五までの切替表の暫定給料月額欄に掲げる額に対応する旧号給を求め、その旧号給に相当する号給に対応する別表第二に定める旧暫定手当額表に掲げる額

(調整額を受ける職員の暫定手当の額)

第三条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第七条の規定により給料の調整額(以下「調整額」という。)を受ける職員の改正条例附則第十七項の規定に基づく暫定手当の額は、その職務の等級においてその者の受ける号給(職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける者にあつては最高の号給、前条第三号の規定に該当する者にあつてはその職務の等級において同条同号の規定により受けることとなる額と同じ額が定額表にある場合にはその額、同じ額が定額表にない場合にはその上位の額に対応す

る号給)に対応する別表第三に定める調整額に係る暫定手当額表に掲げる額に、職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)第二条に規定する調整率が百分の八の者にあつては二、百分の四の者にあつては一を乗じて得た額に、前条に規定する支給地域の区分に応ずる数を乗じて得た額を、前条の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

(暫定手当の額の特例)

第四条 職員が一の職務の等級からその職務の属する給料表における上位の職務の等級に異動する場合に新たに受けることとなる暫定手当の額が、当該等級に異動する直前に受けていた暫定手当の額に達しないこととなるときは、当該等級に異動する直前に受けていた暫定手当の額に達するまで、当該額をもつてその者の暫定手当の額とする。

(暫定手当の支給)

第五条 暫定手当の支給については、給料の支給方法に

関する規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

公安職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号	給	円	円	円	円	円
1	号給	1,170	770	550	450	390
2	号給	1,220	810	580	480	410
3	号給	1,280	860	630	510	430
4	号給	1,340	960	670	550	450
5	号給	1,410	1,000	770	580	480
6	号給	1,470	1,060	810	630	510
7	号給	1,550	1,170	860	670	550
8	号給	1,630	1,220	960	770	580
9	号給	1,710	1,280	1,000	810	630
10	号給	1,770	1,340	1,060	860	670
11	号給	1,830	1,400	1,150	960	770
12	号給	1,880	1,440	1,190	1,000	810
13	号給	1,920	1,480	1,220	1,050	860
14	号給	1,960	1,530	1,250	1,130	960
15	号給	1,980	1,570	1,290	1,170	1,000
16	号給	2,010	1,610	1,320	1,200	1,050
17	号給		1,640	1,350	1,230	1,120
18	号給		1,670	1,380	1,260	1,150
19	号給		1,700	1,420	1,290	1,180
20	号給		1,720	1,440	1,320	1,210
21	号給		1,750	1,460	1,350	1,240
22	号給			1,480	1,370	1,270
23	号給			1,500	1,390	1,290
24	号給			1,530	1,420	1,310
25	号給			1,560	1,440	1,330
26	号給				1,460	1,350
27	号給				1,480	1,380
28	号給					1,400
29	号給					1,420

別表第一 暫定手当定額表

1. 行政職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号	給	円	円	円	円	円	円
1	号給	1,470	1,000	770	580	480	330
2	号給	1,550	1,060	810	630	510	340
3	号給	1,630	1,170	860	670	550	360
4	号給	1,710	1,220	960	770	580	380
5	号給	1,790	1,280	1,000	810	630	400
6	号給	1,870	1,340	1,060	860	670	420
7	号給	1,950	1,410	1,170	960	770	450
8	号給	2,030	1,470	1,220	1,000	810	480
9	号給	2,140	1,550	1,270	1,060	860	510
10	号給	2,220	1,630	1,310	1,140	950	550
11	号給	2,300	1,710	1,350	1,180	980	580
12	号給	2,360	1,770	1,390	1,210	1,010	620
13	号給	2,410	1,830	1,430	1,240	1,070	650
14	号給	2,460	1,880	1,460	1,270	1,100	710
15	号給		1,920	1,480	1,290	1,120	730
16	号給		1,960	1,510	1,310		760
17	号給		1,980	1,540			780
18	号給		2,010				

00051

25 昭和38年3月12日 火曜日 鳥取県公報(号外)第17号 (第3種郵便物認可)

ニ 教育職給料表ロの適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級
号	給	円	円	円
1	号 給	1,000	420	360
2	号 給	1,050	450	380
3	号 給	1,100	480	400
4	号 給	1,190	510	420
5	号 給	1,240	550	450
6	号 給	1,290	580	480
7	号 給	1,350	630	510
8	号 給	1,400	670	550
9	号 給	1,460	720	580
10	号 給	1,520	810	630
11	号 給	1,570	860	670
12	号 給	1,630	910	720
13	号 給	1,690	1,000	810
14	号 給	1,740	1,050	860
15	号 給	1,800	1,100	910
16	号 給	1,870	1,190	980
17	号 給	1,940	1,240	1,010
18	号 給	2,000	1,290	1,040
19	号 給	2,050	1,350	1,090
20	号 給	2,090	1,400	1,120
21	号 給	2,130	1,450	1,140
22	号 給	2,170	1,500	1,150
23	号 給	2,210	1,540	
24	号 給	2,250	1,580	
25	号 給	2,280	1,630	
26	号 給	2,310	1,680	
27	号 給		1,720	
28	号 給		1,760	
29	号 給		1,800	
30	号 給		1,840	
31	号 給		1,880	
32	号 給		1,920	
33	号 給		1,960	
34	号 給		1,990	
35	号 給		2,020	
36	号 給		2,050	

00050

昭和38年3月12日 火曜日 鳥取県公報(号外)第17号 (第3種郵便物認可) 24

ハ 教育職給料表ロの適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級
号	給	円	円	円
1	号 給	1,260	510	360
2	号 給	1,320	560	380
3	号 給	1,380	600	400
4	号 給	1,430	650	420
5	号 給	1,490	700	450
6	号 給	1,540	740	480
7	号 給	1,620	840	510
8	号 給	1,690	890	560
9	号 給	1,760	930	600
10	号 給	1,830	1,030	650
11	号 給	1,900	1,070	700
12	号 給	1,970	1,120	740
13	号 給	2,040	1,220	840
14	号 給	2,110	1,260	890
15	号 給	2,180	1,320	930
16	号 給	2,250	1,380	1,030
17	号 給	2,310	1,430	1,070
18	号 給	2,360	1,490	1,110
19	号 給	2,400	1,540	1,180
20	号 給	2,440	1,620	1,210
21	号 給	2,480	1,690	1,240
22	号 給	2,510	1,750	1,270
23	号 給	2,540	1,800	1,300
24	号 給		1,840	1,330
25	号 給		1,910	1,360
26	号 給		1,970	1,380
27	号 給		2,020	1,400
28	号 給		2,060	1,420
29	号 給		2,100	
30	号 給		2,140	
31	号 給		2,180	
32	号 給		2,220	
33	号 給		2,250	

医療職給料表(イ)の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号	給	円	円	円	円
1	号給	1,840	1,310	900	560
2	号給	1,910	1,380	1,030	600
3	号給	1,990	1,460	1,090	650
4	号給	2,060	1,540	1,160	700
5	号給	2,140	1,610	1,310	790
6	号給	2,210	1,690	1,380	850
7	号給	2,290	1,760	1,460	900
8	号給	2,380	1,840	1,540	1,030
9	号給	2,480	1,910	1,610	1,090
10	号給	2,570	1,990	1,690	1,160
11	号給	2,650	2,060	1,750	1,310
12	号給	2,720	2,120	1,810	1,370
13	号給	2,770	2,180	1,860	1,430
14	号給	2,830	2,220	1,910	1,490
15	号給	2,880	2,280	1,960	1,550
16	号給	2,920	2,330	2,010	1,610
17	号給		2,380	2,060	1,670
18	号給		2,430	2,110	1,730
19	号給		2,480	2,150	1,770
20	号給			2,180	1,820
21	号給			2,220	1,860
22	号給				1,890
23	号給				1,920

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号	給	円	円	円	円
1	号給	1,280	770	480	400
2	号給	1,340	810	510	420
3	号給	1,410	860	550	450
4	号給	1,470	960	580	480
5	号給	1,550	1,000	630	510
6	号給	1,630	1,060	670	550
7	号給	1,710	1,170	770	580
8	号給	1,790	1,220	810	630
9	号給	1,870	1,280	860	670
10	号給	1,950	1,340	960	770
11	号給	2,140	1,410	1,000	810
12	号給	2,220	1,470	1,060	860
13	号給	2,360	1,550	1,170	960
14	号給	2,410	1,630	1,220	1,000
15	号給	2,460	1,710	1,280	1,060
16	号給	2,550	1,770	1,340	1,140
17	号給	2,640	1,830	1,410	1,180
18	号給	2,710	1,880	1,470	1,210
19	号給	2,770	1,940	1,530	1,250
20	号給	2,830	1,990	1,590	1,280
21	号給	2,880	2,040	1,640	1,310
22	号給	2,920	2,100	1,690	1,350
23	号給		2,150	1,730	1,380
24	号給		2,200	1,770	1,420
25	号給		2,250	1,810	1,450
26	号給			1,850	1,480
27	号給			1,880	

00055

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号	給	円	円	円	円
1	号 給	970	680	470	370
2	号 給	1,010	780	490	390
3	号 給	1,060	820	530	410
4	号 給	1,150	870	570	440
5	号 給	1,200	970	600	470
6	号 給	1,250	1,010	640	490
7	号 給	1,300	1,060	680	530
8	号 給	1,340	1,150	780	570
9	号 給	1,410	1,190	820	600
10	号 給	1,450	1,230	870	640
11	号 給	1,480	1,260	950	670
12	号 給	1,510	1,290	980	740
13	号 給	1,550	1,320	1,000	770
14	号 給	1,580	1,350	1,040	790
15	号 給	1,610	1,380	1,060	830
16	号 給	1,630	1,410	1,080	850
17	号 給	1,660	1,440	1,100	880
18	号 給	1,690	1,460	1,110	
19	号 給	1,720	1,490		
20	号 給	1,740	1,510		
21	号 給	1,760	1,530		
22	号 給	1,770			
23	号 給	1,790			
24	号 給	1,810			

00054

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号	給	円	円	円	円	円
1	号 給	1,170	670	480	400	340
2	号 給	1,220	770	510	420	360
3	号 給	1,280	810	550	450	380
4	号 給	1,340	860	580	480	400
5	号 給	1,410	960	630	510	420
6	号 給	1,470	1,000	670	550	450
7	号 給	1,550	1,060	770	580	480
8	号 給	1,630	1,170	810	630	510
9	号 給	1,710	1,220	860	670	540
10	号 給	1,770	1,280	960	770	570
11	号 給	1,830	1,330	1,000	810	590
12	号 給	1,880	1,380	1,060	860	610
13	号 給	1,920	1,420	1,140	950	630
14	号 給	1,960	1,460	1,180	980	
15	号 給	2,000	1,500	1,210	1,010	
16	号 給	2,040	1,550	1,240	1,070	
17	号 給		1,590	1,270	1,100	
18	号 給		1,630	1,300	1,130	
19	号 給			1,330	1,160	
20	号 給			1,370	1,180	
21	号 給			1,400		
22	号 給			1,430		

00057

31 昭和38年3月12日 火曜日 鳥取県公報(号外)第17号

(第3種郵便物認可)

□ 公安職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号	給	円	円	円	円	円
1	号給	1,110	770	550	450	390
2	号給	1,170	810	580	480	410
3	号給	1,220	860	630	510	430
4	号給	1,280	910	670	550	450
5	号給	1,340	960	720	580	480
6	号給	1,410	1,000	770	630	510
7	号給	1,470	1,060	810	670	550
8	号給	1,550	1,110	860	720	580
9	号給	1,630	1,170	910	770	630
10	号給	1,710	1,220	960	810	670
11	号給	1,770	1,280	1,000	860	720
12	号給	1,830	1,340	1,060	910	770
13	号給	1,880	1,400	1,100	960	810
14	号給	1,920	1,440	1,150	1,000	860
15	号給	1,960	1,480	1,190	1,050	910
16	号給	1,980	1,530	1,220	1,090	960
17	号給	2,010	1,570	1,250	1,130	1,000
18	号給		1,610	1,290	1,170	1,050
19	号給		1,640	1,320	1,200	1,090
20	号給		1,670	1,350	1,230	1,120
21	号給		1,700	1,380	1,260	1,150
22	号給			1,420	1,290	1,180
23	号給			1,440	1,320	1,210
24	号給			1,460	1,350	1,240
25	号給			1,480	1,370	1,270
26	号給			1,500	1,390	1,290
27	号給				1,420	1,310
28	号給				1,440	1,330
29	号給					1,350
30	号給					1,380

0053

00056

昭和38年3月12日 火曜日 鳥取県公報(号外)第17号

(第3種郵便物認可)

30

別表第二 旧暫定手当定額表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号	給	円	円	円	円	円	円
1	号給	1,470	1,000	770	580	480	330
2	号給	1,550	1,060	810	630	510	340
3	号給	1,630	1,110	860	670	550	360
4	号給	1,710	1,170	910	720	580	380
5	号給	1,790	1,220	960	770	630	400
6	号給	1,870	1,280	1,000	810	670	420
7	号給	1,950	1,340	1,060	860	720	450
8	号給	2,030	1,410	1,110	910	770	480
9	号給	2,140	1,470	1,170	960	810	510
10	号給	2,220	1,550	1,220	1,000	860	550
11	号給	2,300	1,630	1,270	1,060	910	580
12	号給	2,360	1,710	1,310	1,100	950	620
13	号給	2,410	1,770	1,350	1,140	980	650
14	号給	2,460	1,830	1,390	1,180	1,010	680
15	号給		1,880	1,430	1,210	1,040	710
16	号給		1,920	1,460	1,240	1,070	730
17	号給		1,960	1,480	1,270	1,100	760
18	号給		1,980	1,510	1,290	1,120	780
19	号給		2,010	1,540	1,310		

00059

33 昭和38年3月12日 火曜日 鳥取県公報(号外)第17号 (第3種郵便物認可)

ニ 教育職給料表ロの適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給		円	円	円
1	号 給	1,000	420	360
2	号 給	1,050	450	380
3	号 給	1,100	480	400
4	号 給	1,140	510	420
5	号 給	1,190	550	450
6	号 給	1,240	580	480
7	号 給	1,290	630	510
8	号 給	1,350	670	550
9	号 給	1,400	720	580
10	号 給	1,460	770	630
11	号 給	1,520	810	670
12	号 給	1,570	860	720
13	号 給	1,630	910	770
14	号 給	1,690	960	810
15	号 給	1,740	1,000	860
16	号 給	1,800	1,050	910
17	号 給	1,870	1,100	950
18	号 給	1,940	1,140	980
19	号 給	2,000	1,190	1,010
20	号 給	2,050	1,240	1,040
21	号 給	2,090	1,290	1,060
22	号 給	2,130	1,350	1,090
23	号 給	2,170	1,400	1,120
24	号 給	2,210	1,450	1,140
25	号 給	2,250	1,500	1,150
26	号 給	2,280	1,540	
27	号 給	2,310	1,580	
28	号 給		1,630	
29	号 給		1,680	
30	号 給		1,720	
31	号 給		1,760	
32	号 給		1,800	
33	号 給		1,840	
34	号 給		1,880	
35	号 給		1,920	
36	号 給		1,960	
37	号 給		1,990	
38	号 給		2,020	

00058

昭和38年3月12日 火曜日 鳥取県公報(号外)第17号 (第3種郵便物認可) 32

ハ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給		円	円	円
1	号 給	1,260	510	360
2	号 給	1,320	560	380
3	号 給	1,380	600	400
4	号 給	1,430	650	420
5	号 給	1,490	700	450
6	号 給	1,540	740	480
7	号 給	1,620	790	510
8	号 給	1,690	840	560
9	号 給	1,760	890	600
10	号 給	1,830	930	650
11	号 給	1,900	980	700
12	号 給	1,970	1,030	740
13	号 給	2,040	1,070	790
14	号 給	2,110	1,120	840
15	号 給	2,180	1,170	890
16	号 給	2,250	1,220	930
17	号 給	2,310	1,260	980
18	号 給	2,360	1,320	1,030
19	号 給	2,400	1,380	1,070
20	号 給	2,440	1,430	1,110
21	号 給	2,480	1,490	1,150
22	号 給	2,510	1,540	1,180
23	号 給	2,540	1,620	1,210
24	号 給		1,690	1,240
25	号 給		1,750	1,270
26	号 給		1,800	1,300
27	号 給		1,860	1,330
28	号 給		1,910	1,360
29	号 給		1,970	1,380
30	号 給		2,020	1,400
31	号 給		2,060	1,420
32	号 給		2,100	
33	号 給		2,140	
34	号 給		2,180	
35	号 給		2,220	
36	号 給		2,250	

医療職給料表Iの適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号	給	円	円	円	円
1	号	1,840	1,310	900	560
2	号	1,910	1,380	960	600
3	号	1,990	1,460	1,030	650
4	号	2,060	1,540	1,090	700
5	号	2,140	1,610	1,160	740
6	号	2,210	1,690	1,230	790
7	号	2,290	1,760	1,310	850
8	号	2,380	1,840	1,380	900
9	号	2,480	1,910	1,460	960
10	号	2,570	1,990	1,540	1,030
11	号	2,650	2,060	1,610	1,090
12	号	2,720	2,120	1,690	1,160
13	号	2,770	2,180	1,750	1,230
14	号	2,830	2,220	1,810	1,310
15	号	2,880	2,280	1,860	1,370
16	号	2,920	2,330	1,910	1,430
17	号		2,380	1,960	1,490
18	号		2,430	2,010	1,550
19	号		2,480	2,060	1,610
20	号			2,110	1,670
21	号			2,150	1,730
22	号			2,180	1,770
23	号			2,220	1,820
24	号				1,860
25	号				1,890
26	号				1,920

研究職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号	給	円	円	円	円
1	号	1,280	770	480	400
2	号	1,340	810	510	420
3	号	1,410	860	550	450
4	号	1,470	910	580	480
5	号	1,550	960	630	510
6	号	1,630	1,000	670	550
7	号	1,710	1,060	720	580
8	号	1,790	1,110	770	630
9	号	1,870	1,170	810	670
10	号	1,950	1,220	860	720
11	号	2,140	1,280	910	770
12	号	2,220	1,340	960	810
13	号	2,360	1,410	1,000	860
14	号	2,410	1,470	1,060	910
15	号	2,460	1,550	1,110	960
16	号	2,550	1,630	1,170	1,000
17	号	2,640	1,710	1,220	1,060
18	号	2,710	1,770	1,280	1,100
19	号	2,770	1,830	1,340	1,140
20	号	2,830	1,880	1,410	1,180
21	号	2,880	1,940	1,470	1,210
22	号	2,920	1,990	1,530	1,250
23	号		2,040	1,590	1,280
24	号		2,100	1,640	1,310
25	号		2,150	1,690	1,350
26	号		2,200	1,730	1,380
27	号		2,250	1,770	1,420
28	号			1,810	1,450
29	号			1,850	1,480
30	号			1,880	

チ 医療職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号	給	円	円	円	円
1	母 給	920	680	470	370
2	母 給	970	730	490	390
3	母 給	1,010	780	530	410
4	母 給	1,060	820	570	440
5	母 給	1,110	870	600	470
6	母 給	1,150	920	640	490
7	母 給	1,200	970	680	530
8	母 給	1,250	1,010	730	570
9	母 給	1,300	1,060	780	600
10	母 給	1,360	1,110	820	640
11	母 給	1,410	1,150	870	670
12	母 給	1,450	1,190	910	710
13	母 給	1,480	1,230	950	740
14	母 給	1,510	1,260	980	770
15	母 給	1,550	1,290	1,000	790
16	母 給	1,580	1,320	1,020	810
17	母 給	1,610	1,350	1,040	830
18	母 給	1,650	1,380	1,060	860
19	母 給	1,660	1,410	1,080	880
20	母 給	1,690	1,440	1,100	
21	母 給	1,720	1,460	1,110	
22	母 給	1,740	1,490		
23	母 給	1,760	1,510		
24	母 給	1,770	1,530		

ト 医療職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号	給	円	円	円	円	円
1	号 給	1,170	670	480	400	340
2	号 給	1,220	720	510	420	360
3	号 給	1,280	770	550	450	380
4	号 給	1,340	810	580	480	400
5	号 給	1,410	860	630	510	420
6	号 給	1,470	910	670	550	450
7	号 給	1,550	960	720	580	480
8	号 給	1,630	1,000	770	630	510
9	号 給	1,710	1,060	810	670	540
10	号 給	1,770	1,110	860	720	570
11	号 給	1,830	1,170	910	770	590
12	号 給	1,880	1,220	960	810	610
13	号 給	1,920	1,280	1,000	860	630
14	号 給	1,960	1,330	1,060	910	
15	号 給	2,000	1,380	1,100	950	
16	号 給	2,040	1,420	1,140	980	
17	号 給		1,460	1,180	1,010	
18	号 給		1,500	1,210	1,040	
19	号 給		1,550	1,240	1,070	
20	号 給		1,590	1,270	1,100	
21	号 給		1,630	1,300	1,130	
22	号 給			1,330	1,160	
23	号 給			1,370	1,180	
24	号 給			1,400		
25	号 給			1,430		

教育職給料表ロの適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級
号	給	円	円	円
1	号	40	10	10
2	号	40	20	10
3	号	40	20	10
4	号	40	20	10
5	号	50	20	20
6	号	50	20	20
7	号	50	20	20
8	号	50	20	20
9	号	60	30	20
10	号	60	30	20
11	号	60	30	20
12	号	60	30	30
13	号	70	40	30
14	号	70	40	30
15	号	70	40	30
16	号	70	50	40
17	号	80	50	40
18	号	80	50	40
19	号	80	50	40
20	号	80	50	40
21	号	80	60	40
22	号	80	60	40
23	号	90	60	
24	号	90	60	
25	号	90	60	
26	号	90	70	
27	号		70	
28	号		70	
29	号		70	
30	号		70	
31	号		70	
32	号		70	
33	号		80	
34	号		80	
35	号		80	
36	号		80	

別表第三 調整額に係る暫定手当定額表

1 教育職給料表ロの適用を受ける職員に適用

職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級
号	給	円	円	円
1	号	50	20	10
2	号	50	20	10
3	号	50	20	10
4	号	60	20	10
5	号	60	30	20
6	号	60	30	20
7	号	60	30	20
8	号	70	30	20
9	号	70	40	20
10	号	70	40	20
11	号	70	40	30
12	号	80	40	30
13	号	80	50	30
14	号	80	50	30
15	号	90	50	40
16	号	90	50	40
17	号	90	60	40
18	号	90	60	40
19	号	90	60	50
20	号	100	60	50
21	号	100	70	50
22	号	100	70	50
23	号	100	70	50
24	号		70	50
25	号		70	50
26	号		80	50
27	号		80	50
28	号		80	50
29	号		80	50
30	号		80	50
31	号		90	
32	号		90	
33	号		90	

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月十二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十一号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

特例条例施行前の退職年月日	職務の等級	行 政 職 給 料 表					公 安 職 給 料 表					
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	
昭 25. 1. 31	1	7.57	7.37	7.22	7.08	7.01	7.26	7.49	7.53	7.36	7.32	7.40
昭 25. 5. 31	5	5.82	5.66	5.56	5.45	5.40	5.59	5.75	5.78	5.65	5.63	5.70
昭 25. 6. 1	1	3.81	3.72	3.63	3.56	3.53	3.66	3.76	3.78	3.69	3.68	3.72
昭 25. 11. 30	1	2.86	2.77	2.75	2.67	2.65	2.74	2.81	2.83	2.77	2.75	2.77
昭 26. 9. 30	1	2.33	2.27	2.24	2.18	2.17	2.25	2.29	2.32	2.25	2.25	2.28
昭 26. 10. 31	1	1.88	1.82	1.78	1.74	1.73	1.80	1.85	1.86	1.83	1.81	1.83
昭 27. 11. 31	1	1.61	1.59	1.55	1.52	1.59	1.63	1.64	1.60	1.59	1.60	1.60
昭 28. 12. 31	1	1.66	1.61	1.59	1.55	1.52	1.59	1.63	1.64	1.60	1.59	1.60
昭 29. 1. 30	1	1.66	1.61	1.59	1.55	1.52	1.59	1.63	1.64	1.60	1.59	1.60

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県鳥取市栗谷町 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 電話 二五〇田 (電送料共)